

2025年10月

企業会計基準適用指針公開草案第90号

**金融商品の時価等の開示に関する適用指針  
(案)**

企業会計基準適用指針公開草案第90号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正2024年9月13日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p><b>企業会計基準適用指針第19号</b> <b>金融商品の時価等の開示に関する適用指針</b></p> <p>2008年（平成20年）3月10日 改正2011年（平成23年）3月25日 改正2019年7月4日 改正2020年3月31日 改正2024年9月13日 <u>最終改正20XX年XX月XX日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準適用指針第19号</b> <b>金融商品の時価等の開示に関する適用指針</b></p> <p>2008年（平成20年）3月10日 改正2011年（平成23年）3月25日 改正2019年7月4日 改正2020年3月31日 <u>最終改正2024年9月13日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p><b>目的</b></p> <p>1-2. <u>ただし、企業会計基準適用指針第XX号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）で定める事項を除く。</u></p>	<p><b>目的</b></p> <p>（新設）</p>
<p><b>適用指針</b></p>	<p><b>適用指針</b></p>

注記事項	注記事項
<p><b>金融商品の状況に関する事項</b></p> <p>3. 「金融商品の状況に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項 (1)）を注記するにあたっては、以下に留意する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク（金融商品会計基準第 40-2 項(1)②）</p> <p>① 金融商品の内容には、取り扱っている主な金融商品の種類（例えば、有価証券であれば、株式及び債券等、デリバティブ取引であれば、先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引等）やその説明が含まれる。</p> <p>② 金融商品に係るリスクには、取引相手先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）や市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク（資金調達に係る流動性リスク）が含まれる。市場リスクについては、為替、金利などの種類ごとに記載する。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p>	<p><b>金融商品の状況に関する事項</b></p> <p>3. 「金融商品の状況に関する事項」（金融商品会計基準第 40-2 項 (1)）を注記するにあたっては、以下に留意する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク（金融商品会計基準第 40-2 項(1)②）</p> <p>① 金融商品の内容には、取り扱っている主な金融商品の種類（例えば、有価証券であれば、株式及び債券等、デリバティブ取引であれば、先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引等）やその説明が含まれる。</p> <p>② 金融商品に係るリスクには、取引相手先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）や市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク（資金調達に係る流動性リスク）が含まれる。市場リスクについては、為替、金利などの種類ごとに記載し、<u>また、金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、その概要（貸借対照表計上額及び契約額に対する当該信用リスクを有する取引相手先</u></p>

公開草案	現行
	<p style="text-align: center;"><u>の金額の割合を含む。）を記載する。</u></p> <p style="text-align: center;">(3) ~ (4) (略)</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>7-9. <u>20XX年改正の本適用指針の適用時期は、20XX年改正の金融商品会計基準（以下「20XX年改正会計基準」という。）と同様とする。</u></p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>(新 設)</p>
<p>7-10. <u>20XX年改正の本適用指針の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>経 緯</b></p> <p>9-5. <u>20XX年改正会計基準及び予想信用損失適用指針の公表に伴い、予想信用損失適用指針において予想信用損失を算定する金融商品の信用リスクに関する注記事項を定めることとした。このため、20XX年改正の本適用指針においては、予想信用損失適用指針で定める事項を除くこととし、予想信用損失適用指針と重複する注記事項については本適用指針から削除することとした。また、20XX年改正会計基準において、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の債権の区分が廃止されたこと、並びに予想信用損失適用指針において、信用減損金融資産に関する開示の定めが設けられたことから、破産更生債権等に関する記載を本適用指針から削除する</u></p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>経 緯</b></p> <p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p><u>こととした。</u></p>	
<p><b>注記事項</b></p> <p><b>金融商品の状況に関する事項</b></p> <p>14. 本適用指針では、<u>信用リスクに関して、金融商品の内容及びそのリスク</u>（本適用指針第3項(2)②参照）<u>並びにリスク管理体制</u>（本適用指針第3項(3)参照）<u>について記載することとしている。</u></p> <p><u>なお、予想信用損失を算定する金融商品の信用リスクに関する注記事項については、予想信用損失適用指針において定めている。</u></p> <p>また、借入金等の金融負債が、特定の企業又は企業集団に著しく集中している場合には、資金調達に係る流動性リスクが高いという見方もあるため、その概要を記載することが望ましい。</p>	<p><b>注記事項</b></p> <p><b>金融商品の状況に関する事項</b></p> <p>14. 本適用指針では、<u>金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、財務諸表に対する潜在的な影響を考慮して、その概要を記載するものとしている</u>（本適用指針第3項(2)②参照）。<u>さらに、この場合には、そのリスク管理体制</u>（本適用指針第3項(3)参照）<u>についても記載することが適当であると考えられる。</u><u>金融商品に係る信用リスクが著しく集中している場合としては、個々の取引相手に対する金融商品の金額に重要性があるときのほか、金融商品に係る複数の取引相手が類似の活動をしていたり類似の特性を有することにより、ある経済的な変化によって、その債務の履行が同じような影響を受け、当該取引相手に対する金融商品の金額に重要性があるときも該当する。</u><u>企業は、大口与信先のほか、内部管理における業種や地域別の与信額などを踏まえて、金融商品に係る信用リスクが著しく集中しているかどうか適切に判断する必要がある。</u></p> <p>また、借入金等の金融負債が、特定の企業又は企業集団に著しく集中している場合には、資金調達に係る流動性リスクが高いという見方もあるため、その概要を記載することが望ましい。</p> <p><u>なお、国際財務報告基準では、ある企業集団、業種や地域などへ</u></p>

公開草案	現行
	<p><u>の著しい集中に関する注記に加えて、金融商品に係る信用リスクに関して、貸借対照表日現在の最大信用リスク、担保等の信用補完の状況、期日経過又は減損の発生状況等に関する事項の注記を求めている。この点、本適用指針では、金融商品に係る信用リスクに関する定量的情報として、信用リスクが著しく集中している場合の注記や、当該リスクに関連し得る情報として、金融資産の貸借対照表計上額（本適用指針第4項(1)参照）、有価証券の減損処理額（本適用指針第4項(2)⑤参照）の注記を求めている。これら以外の信用リスクに関する定量的情報についても、既に他の会計基準等に従い開示されているものもあり、それらの会計基準等を参照することとなる。例えば、貸借対照表日現在の最大信用リスクに関しては、債務保証の注記（企業会計原則 第三 貸借対照表原則 一C）が、また、担保の状況に関しては、融資等に関連して受け入れた担保の一部の注記（移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第28項）がある。</u></p>
<p><b>金融商品の時価等に関する事項</b> <b>（時価の注記）</b></p> <p>22. 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約（以下「貸出コミットメント等」という。）は、金融商品会計基準等の対象であり、<u>発行者</u>である金融機関等は、<u>信用リスクに対するエクスポージャー</u>を注記することとされている（予想信用損失適用指針第82項）。また、保有者においては、<u>将来の借入余力</u></p>	<p><b>金融商品の時価等に関する事項</b> <b>（時価の注記）</b></p> <p>22. 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。以下同じ。）及び貸出コミットメントは、金融商品会計基準等の対象であり、<u>貸手</u>である金融機関等は、<u>その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額</u>を注記することとされ、<u>借手</u>においては、その旨及び借入枠から実行残高を差し引いた額を注</p>

公開草案	現行
<p>を示すキャッシュ・フロー情報として有用であることから、その旨及び借入枠から実行残高を差し引いた額を注記するのが望ましいと考えられる。本適用指針においては、原則として貸借対照表の科目ごとに時価の開示を行うこととしているが、貸借対照表に計上されていない場合であっても、貸出コミットメント等の注記額が資産の総額に対して重要な割合を占め、かつ、契約で示された固定利率で実行される際の時価に重要性がある場合には、その時価を注記することが適当である。</p>	<p>記するのが望ましいとされている（金融商品実務指針第19項、第139項及び第311-2項）。本適用指針においては、原則として貸借対照表の科目ごとに時価の開示を行うこととしているが、貸借対照表に計上されていない場合であっても、<u>当座貸越契約及び貸出コミットメント</u>の注記額が資産の総額に対して重要な割合を占め、かつ、契約で示された固定利率で実行される際の時価に重要性がある場合には、その時価を注記することが適当である。</p>
<p>23. 同様に、<u>金融保証契約は、金融商品会計基準等の対象であり、信用リスクに対するエクスポージャーを注記する（予想信用損失適用指針第82項）</u>ため、貸借対照表に計上されていない場合であっても、その注記額が資産の総額に対して重要な割合を占め、かつ、その時価に重要性がある場合には、その時価を注記することが適当である。</p>	<p>23. 同様に、<u>債務保証契約（信用状による与信を含む。）</u>は、金融商品会計基準等の対象であり、<u>保証先ごとに総額で注記する（金融商品実務指針第15項及び第137項）</u>ため、貸借対照表に計上されていない場合であっても、その注記額が資産の総額に対して重要な割合を占め、かつ、その時価に重要性がある場合には、その時価を注記することが適当である。</p>
<p><b>（その他の注記）</b></p> <p>36. これまで、保有している債券等の償還期限のある有価証券から得られるキャッシュ・フローをある程度予測できるように、その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券については、有価証券の種類ごとに、償還予定額の合計額を、例えば、1年以内、1年超5年以内、5年超10年以内、10年超のような一定の期間に区分した金額を注記することとされていた。この趣旨に照らせば、当該開示は、債券等の有価証券に限られないことから、金</p>	<p><b>（その他の注記）</b></p> <p>36. これまで、保有している債券等の償還期限のある有価証券から得られるキャッシュ・フローをある程度予測できるように、その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券については、有価証券の種類ごとに、償還予定額の合計額を、例えば、1年以内、1年超5年以内、5年超10年以内、10年超のような一定の期間に区分した金額を注記することとされていた。この趣旨に照らせば、当該開示は、債券等の有価証券に限られないことから、金</p>

公開草案	現行
<p>融商品全体についての定量的な情報開示の充実を図ることとした2008年（平成20年）改正会計基準に関する本適用指針においては、金銭債権についても、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記することとした。</p> <p>なお、償還予定額が見込めず、上記区分に含めていない場合は、その旨及び金額を別途開示することが適当と考えられる。また、トレーディング目的で保有する金銭債権等については売買目的有価証券に準じるものとして、当該注記に含めない。</p>	<p>融商品全体についての定量的な情報開示の充実を図ることとした2008年（平成20年）改正会計基準に関する本適用指針においては、金銭債権についても、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記することとした。</p> <p>なお、<u>破産更生債権等</u>など、償還予定額が見込めず、上記区分に含めていない場合は、その旨及び金額を別途開示することが適当と考えられる。また、トレーディング目的で保有する金銭債権等については売買目的有価証券に準じるものとして、当該注記に含めない。</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p>45. <u>20XX年の本適用指針の改正は、20XX年の金融商品会計基準の改正に伴うものであるため、20XX年改正の本適用指針の適用時期は20XX年改正会計基準の適用時期と同様とした（本適用指針第7-9項参照）。</u></p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>（新 設）</p>
<p>46. <u>また、20XX年改正の本適用指針の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととした（第7-10項参照）。</u></p>	<p>（新 設）</p>

開示例 2 及び開示例 3 を次のように改正する（追加は下線、削除は取消線で示している。）。

## 2. 製造業

### 1. 金融商品の状況に関する事項

(略)

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

20XX 年 XX 月 XX 日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注 2) を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金	XXX	XXX	XXX
(2) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	XXX	XXX	XXX
② その他有価証券	XXX	XXX	—
(3) 長期貸付金	XXX		
貸倒引当金(*1)	△ XXX		
	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX
(1) 支払手形及び買掛金	XXX	XXX	XXX
(2) 短期借入金	XXX	XXX	XXX
(3) 社債	XXX	XXX	XXX
(4) 長期借入金	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(*2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(xxx)	(xxx)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	xxx	xxx	xxx
デリバティブ取引計	xxx	xxx	xxx

(\*1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(略)

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(略)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

#### 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

#### 長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。また、信用減損債権に該当する長期貸付金貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル 3 の時価、そうでない場合はレベル 2 の時価に分類しております。

#### 支払手形及び買掛金、並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

#### 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 3. 金融業

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

(略)

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。当期の連結決算日現在における営業貸付金のうち、~~xx%は××業に対するものであり、当該××業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性がある。~~また、有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、一部の連結子会社では売買目的で保有している。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されている。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい××国通貨建て非上場外国債券（償還期限 XX 年のディープ・ディスカウント債）xxx 百万円が含まれている。

(略)

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

20XX 年 XX 月 XX 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない（(注 2) 参照のこと。）。また、現金は注記を省略しており、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	xxx	xxx	xxx
(2) 営業貸付金 貸倒引当金(*1)	xxx △ xxx		
	xxx	xxx	xxx
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 売買目的有価証券	xxx	xxx	—
② 満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx
③ その他有価証券	xxx	xxx	—
(4) 破産更生債権等	xxx	xxx	xxx
資産計	xxx	xxx	xxx
(1) 銀行業における預金	xxx	xxx	xxx
(2) 社債	xxx	xxx	xxx
(3) 長期借入金	xxx	xxx	xxx
負債計	xxx	xxx	xxx
デリバティブ取引(*2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(xxx)	(xxx)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	xxx	xxx	—
デリバティブ取引計	xxx	xxx	—

(\*1) 営業貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示している。

(略)

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
営業貸付金(*)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
有価証券及び投資有価証券						
満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
その他有価証券のうち満期があるもの	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
合計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(\*1) 営業貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない xxx 百万円は含めていない。

(略)

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(略)

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預金	—	XXX	—	XXX
営業貸付金	—	XXX	XXX	XXX
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	XXX	XXX	—	XXX
社債	XXX	XXX	—	XXX
その他	XXX	XXX	—	XXX
破産更生債権等	—	***	***	***
資産計	XXX	XXX	XXX	XXX
銀行業における預金	—	XXX	—	XXX
社債	XXX	XXX	—	XXX
長期借入金	—	XXX	—	XXX
負債計	XXX	XXX	—	XXX

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類している。主に上場株式や国債がこれに含まれる。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類している。主に地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれる。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定している。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれる。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類している。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるもの

はレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれる。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定している。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等である。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っている。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれる。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれる。

### 預金

預金については、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類している。

### 営業貸付金

営業貸付金については、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定している。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としている。また、信用減損債権に該当する営業貸付金貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定している。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類している。

### 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定している。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、~~そうでない場合はレベル2の時価に分類している。~~

### 銀行業における預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としている。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定している。割引率は、市場金利を用いてお

り、算定された時価はレベル2の時価に分類している。

#### 社債

当社の発行する社債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類している。相場価格を利用できないものについては、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類している。一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており（「2. 金融商品の時価等に関する事項」（注1）参照）、円貨建固定利付社債とみて、元利金の合計額を格付及び期間が類似した固定金利の社債の利率に当社の信用リスクを調整した利率で割り引いて時価を算定している。当該時価はレベル2の時価に分類している。

#### 長期借入金

長期借入金については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（\*）を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類している。

（\*）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（「2. 金融商品の時価等に関する事項」（注1）参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

（略）

以 上